

道の駅「みはら神明の里」農産物等直売所出荷要綱

株式会社道の駅みはら

（位置）

第1条 この農産物等直売所（以下、「直売所」という。）は、道の駅みはらの駅舎に開設する。

（目的）

第2条 直売所へのお荷等に係る必要な事項をここに定める。

（運営主体）

第3条 直売所は、株式会社道の駅みはら（以下「会社」という）が運営する。

（開設期間・開設時間）

第4条 直売所の開設期間及び開設時間は別途会社が定める。

（出荷者登録）

第5条 直売所へ出荷することができる者は、三原市内で農産物等を生産する個人もしくは法人等で、別紙1の三原市農産物等直売所出荷者協議会加入申込書を会社に提出するとともに、登録料を会社に納入する者とする。

- 2 登録は個人名又は法人名で行うこととし、任意団体の場合は規約を有することを登録の条件とする。
- 3 登録料は2,037円、納入後はいかなる場合も返却しない。

（販売方法）

第6条 直売所での販売は原則として委託販売とし、バーコードシールを出荷物単位あたり1枚ずつ貼付する。

- 2 バーコードシールがはがれていた場合や汚損し読み取れないものは販売しない。
- 3 直売所での個人取引は禁止する。

（出荷物の条件）

第7条 出荷者は、消費者の期待と信頼に応えるため、安全で新鮮な生産物の出荷に努めるものとする。また、農薬等を使用する場合は使用基準を厳守するとともに、その使用量を少なくするよう努力する。

- 2 出荷者は、出荷物に対する責任を負い、出荷物に対して返品または苦情等があった場合は、購入者に対して誠意をもって対応するものとする。
- 3 加工品の出荷者は製造物責任保険（PL保険）に加入することを義務付ける。
- 4 出荷物が食品衛生法等の法的規制を受ける場合は、その出荷者の責任において許認可等を得るものとする。また、法令等で定められた表示をしていないものは販売できないも

のとする。

- 5 消費者に情報を伝えるため、出荷物の特徴、生産履歴、料理方法などの説明書き等を添付する等、各自工夫するものとする。ただし、法令等を遵守した正しい表示とし、消費者を惑わす誇大または虚偽の表現、薬効等の表示は禁止する。

（出荷物の預かり期間）

第8条 別表1に定める預かり期間を経過した出荷物は、原則、出荷者自らが持ち帰るものとする。

- 2 預かり期間内であっても、傷み、腐敗、異臭等があり販売に適さないと駅長が判断した場合は、出荷者に持ち帰るよう連絡する。出荷者が持ち帰らない場合は、会社が処分できるものとし、その処分にかかった費用は出荷者に請求できるものとする。

（手数料等）

第9条 出荷者は、販売物に対して別表2に定める手数料を会社に納入するものとする。

- 2 出荷者はバーコードシールを農産物等1枚1円、加工品1枚2円で購入する。
ただし、加工品については、別途協議する。

（精算）

第10条 販売代金は、別表2で定める手数料を控除後精算するものとする。

- 2 販売代金は毎月15日及び月末締めとし、15日締めは当月末日、月末締めについては翌月10日に出荷者の指定する口座に振り込む。
- 3 振込み日が金融機関の休日にあたる場合は、前営業日に振り込む。
ただし、振込下限額については会社が定めるものとする。

（価格の設定）

第11条 販売価格の設定は次のとおりとする。

- 2 出荷者は、販売価格を自由に設定できるものとする。
- 3 価格の表示は、消費税込みとする。
- 4 価格設定に問題がある場合には、道の駅「みはら神明の里」農産物等直売所出荷者協議会会長（以下「協議会会長」という。）と道の駅みはら駅長（以下「駅長」という）が協議し対処するものとする。

（出荷・陳列の方法）

第12条 出荷・陳列にあたっては次のとおりとする。

- 2 搬入時間は原則として午前8時から午後4時までとする。
- 3 出荷品目、出荷量は出荷者の自由とするが、陳列スペース、残品量等を考慮し、会社が制限することができるものとする。
- 4 出荷物の包装にあたって、ホッチキス針等は危険なので使用を禁止する。
- 5 出荷物の陳列場所は、会社の社員（以下「社員」という）の決定に従うものとする。

- 6 社員は、販売状況や出荷物の傷み具合に応じて出荷物の陳列場所の移動や撤去ができるものとする。

(罰則)

第 13 条 出荷者が本要綱に違反していると認められる場合、駅長は別紙 2 により改善勧告を行い、その改善が認められない場合には出荷停止の処分を行うことができるものとする。出荷停止処分の期間は直売所へのお荷はできないものとする。

- 2 出荷停止処分が再発した出荷者に対して、会社は協議会会長との協議の上で出荷登録を抹消することができるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めのない事項のほか、直売所の運営に関し必要な事項は、協議会会長に意見を聞き会社が定めるものとする。

附 則

(価格の設定)

第 11 条 2 については、平成 27 年 6 月 24 日より実施する。

(手数料等)

第 9 条 1 定める「別表 2」については、令和 6 年 7 月 1 日より実施する。

別表 1 預かり期間

区分	預かり期間	該当農産物等
1	5 日以内	葉菜類、果菜類、果物（柑橘類を除く）、山菜、きのこ類、切花、苗木、等
2	1 週間程度	根菜類、いも類、柑橘類、等
3	30 日	穀物、豆類、乾燥物、等

①預かり期間内であっても、傷み、腐敗、異臭等があり販売に適さないと駅長が判断した場合は販売しない。

②農産物加工品等の預かり期間は、消費期限または賞味期限以内とする。

③預かり期間の最長を 30 日とする。

④別表 1 にない農産物等については別途駅長が定める。

⑤預かり期間内の持ち帰りは自由とする。

⑥精肉・鮮魚については、別途協議する。

別表 2 手数料

種類	手数料		備考
農産物等	17%		手数料とバーコードシール代を控除し、残額を指定の口座に振り込む。
農産物加工品 その他	22%		
集荷手数料	7%	集荷を利用する場合、上記の手数料に集荷手数料を加算する	予冷庫の設置場所 ①大和 ②久井 ③垣内
予冷庫電気料金	実費按分	各予冷庫の電気料金は、その予冷庫を利用して出荷した会員の売上割合により按分し実費負担する。	各予冷庫の電気料金は、年間概ね5万円弱程度

別紙 1

道の駅「みはら神明の里」農産物等直売所

出荷登録（兼出荷者協議会加入）申込書

道の駅みはら神明の里農産物等直売所出荷要綱及び三原市農産物等出荷者協議会規約を遵守することを誓約し、次のとおり登録（出荷者協議会加入）申込みをします。

年 月 日

株式会社道の駅みはら 様

名 前 (団体名)	フリガナ			
	印			
住 所	〒			
連絡先	自宅電話番号	— —		
	F A X	— —		
	携帯電話番号	— —		
	メールアドレス			
振込口座	金融機関		支店名	
	預金種目	普通 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			
出荷予定品目	【農産物】 【農産物等加工品】 【その他】			

※加工品を出品する場合は、食品衛生法により許可や届出が必要な場合があります。

◎出荷方法についてご希望を伺います。

・自分で持込できる ・集荷をして欲しい

インボイス制度対応状況通知書

2023 年 10 月 1 日より「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。

複数税率に対応した消費税の仕入額控除の方法として、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで、道の駅みはら神明の里との取引申込みをされる場合は、次の取引申込書（*1）にあわせ、本通知書にもご記入の上あわせてご提出ください。

ご提出いただいた内容により、弊社販売所の P O S システムに登録させていただくようになります。

（*1）○「取引申込書」の種類

- ・道の駅「みはら神明の里」農産物等直売所出荷登録（兼出荷者協議会加入）申込書
- ・道の駅「みはら神明の里」物産出品申込書

株式会社道の駅みはら 御中

インボイス対応状況について

インボイス対応状況について次の通りお知らせいたします。

名前（団体名） 事業所名	
ご担当者名	
ご連絡（TEL・Email）	
適格請求書発行事業者 登録番号の取得状況 （該当番号に○印）	① 取得済 ▼下記に登録番号をご記入ください
	T
	② 取得予定（登録予定時期） 年 月 日
	③ 取得予定無 理由：(1)免税事業者 (2)その他（ ）

以後、適格請求書発行事業者番号を取得された場合、登録を取消した等の場合には、大変手数ではございますが、下記までご連絡お願いいたします。

弊社（㈱道の駅みはら）の適格請求書事業者番号は次の通りです

弊社登録番号 T 5 2 4 0 0 0 1 0 4 1 0 0 7